

証券コード8704
2025年6月6日

株 主 各 位

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー28階

トレーダーズホールディングス株式会社

代表取締役会長兼社長 金丸 貴行

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.tradershd.com/ir/soukai/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、株式会社東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証のウェブサイト（東証上場会社サービス）にアクセスして、「銘柄名（会社名）」に「トレーダーズホールディングス」又は証券「コード」に「8704」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」を順にご選択のうえ、「縦覧情報」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認くださいませようお願い申し上げます。

【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpex.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



当日ご出席されない場合は、電磁的方法（インターネット等）又は書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2025年6月24日（火）午後5時30分までに議決権を行使してくださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時
（午前9時30分より開場いたします。）
2. 場 所 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー4階「SPACE 6」会議室

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項 1. 第26期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類、並びに会計監査人及び監査等
委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第26期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 特定の株主からの自己株式取得の件

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。
- (2) インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
- (3) 議決権行使書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本定時株主総会の運営に変更が生じる場合には、当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
- ◎書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、当該書面は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
- (1) 事業報告の「主要な営業所」、「使用人の状況」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制」、「会社の支配に関する基本方針」
 - (2) 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」
 - (3) 計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」

なお、監査等委員会及び会計監査人は上記の事項を含む監査対象書類を監査しております。

電磁的方法による議決権行使のお手続きについて

1. インターネットによる議決権行使について

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要でございます。

記

① 議決権行使サイトについて（次頁の画面もご参照ください。）

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン又はスマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、次頁に記載のヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2025年6月24日（火曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

② インターネットによる議決権行使方法について（次頁の画面もご参照ください。）

議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

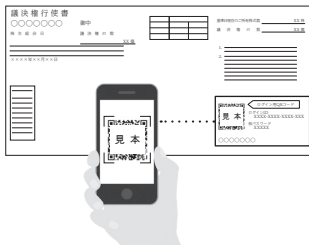
2. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託会社等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記1のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

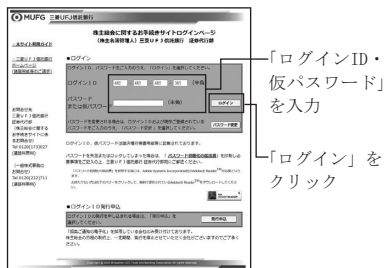


ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

システム等に関するお問い合わせ
 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
 電話 0120-173-027（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

以上

事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の持ち直しやインバウンド需要の回復に加え、高水準の企業収益を背景とした設備投資の増加などにより、緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、実質賃金の長期的な低迷、深刻化する労働力不足、拡大を続ける財政赤字といった構造的な課題が依然として残されており、政府が掲げる「成長型経済」への転換に向けては、なお多くの課題を抱えている状況です。一方、国外においては、地政学的リスクの高まりに加え、トランプ政権による保護主義的な通商政策を背景とした貿易摩擦の激化や、サプライチェーンの混乱が顕在化してきました。さらに、一部地域では景気後退への懸念も広がっており、世界経済の先行きは依然として不透明な状況が続いています。

外国為替（以下、「FX」といいます。）市場におきましては、年間を通してボラティリティが高い水準で推移しました。2024年4月に1米ドル＝151円29銭で始まった米ドル／円相場は、日米金利差を背景とした急激な円安進行から始まり、4月下旬には1米ドル＝160円台前半まで円が急落、政府・日銀による為替介入などにより1米ドル＝151円台まで円高に転じるも、キャリー取引の活発化などから再び円安が加速し、6月下旬には1986年以来となる161円台まで円安が進みました。7月に入り米国連邦準備制度理事会（FRB）による利下げ観測や政府・日銀の為替介入、日銀の追加利上げ実施など、円が買われ米ドルが売られる展開が続き、8月には東京株式市場が過去最大の下落、9月にはFRBが連邦公開市場委員会（FOMC）で大幅な利下げに踏み切るとの観測から1米ドル＝139円台まで円高が進みました。10月に入り、新首相の利上げ否定発言や好調な米雇用統計結果から円安が再燃、11月にトランプ氏が米大統領選挙で勝利すると、景気刺激策への期待から1米ドル＝156円台まで円安が進みました。12月に入り、FOMCでは将来の利下げペース鈍化が示唆され、日銀の追加利上げ先送り決定が重

なったことで、1米ドル＝157円台まで円安が進みました。第4四半期は、米国でトランプ氏が大統領に就任、2025年3月に発動されたカナダ・メキシコ・中国への関税や、4月に発表を控える相互関税など、通商政策を巡る不確実性が世界的に増大したことを受けて一時1米ドル＝146円台まで米ドル安が進み、当連結会計年度末は1米ドル＝149円98銭で取引を終了しました。

このような市場環境のもと、当社グループの主力事業であるFX取引事業を中核とする金融商品取引事業は、子会社である 트레이ダーズ証券株式会社（以下、「トレーダーズ証券」といいます。）において、『みんなのFX』（FX証拠金取引）、『LIGHT FX』（FX証拠金取引）、『みんなのシストレ』（自動売買ツールを利用したFX証拠金取引）、『みんなのオプション』（FXオプション取引）及び『みんなのコイン』（暗号資産証拠金取引）のサービスを提供し収益確保を図ってまいりました。収益を確保する上で重要な指標となる顧客からの預り資産は、前期に引き続き好調な伸びを示し、当連結会計年度末において112,271百万円（前連結会計年度末比11,253百万円増、11.1%増）まで増加しました。当連結会計年度のトレーディング損益は、上記の預り資産の増加により13,210百万円（前期比3,423百万円増、35.0%増）と前期に記録した過去最高収益を更新しました。

また、子会社である株式会社FleGrowth（以下、「FleGrowth」といいます。）が営むシステム開発・システムコンサルティング事業は、トレーダーズ証券向けにFX取引システムの開発及び保守・運用を行うとともに、外部顧客向けにFX取引及び暗号資産証拠金取引に関連したシステムの開発及び保守・運用を行い収益の確保を図ってまいりました。当連結会計年度のシステム開発・システムコンサルティング事業における外部顧客に対する営業収益は、127百万円（前期比107百万円減、45.8%減）と前年を下回りました。

以上の結果、営業収益合計は、13,429百万円（前期比3,325百万円増、32.9%増）となり、売上原価、金融費用を差し引いた純営業収益合計は、13,299百万円（前期比3,387百万円増、34.2%増）となりました。

一方、販売費及び一般管理費は6,665百万円（前期比1,165百万円増、21.2%増）と前年より増加しました。増加の主な要因は、主に譲渡制限付株式報酬制度における報酬費用の計上について会計上の見積りの変更を行ったこと及び従業員給与の増加により人件費が3,005百万円（前期比730百

万円増、32.1%増)、積極的にWeb広告を行ったことにより取引関係費が2,059百万円(前期比248百万円増、13.7%増)に増加したこと等によります。

その結果、営業利益は6,634百万円(前期比2,221百万円増、50.4%増)、経常利益は6,650百万円(前期比2,260百万円増、51.5%増)、税金等調整前当期純利益は6,643百万円(前期比2,283百万円増、52.4%増)となりました。

法人税等合計は、税金等調整前当期純利益の増加により法人税、住民税及び事業税が1,977百万円(前期比1,219百万円増、160.7%増)に増加したこと及び繰越欠損金の充当を反映して繰延税金資産を取り崩した結果、法人税等調整額を118百万円(前期比148百万円減、55.6%減)計上したことにより2,096百万円(前期比1,070百万円増、104.3%増)となりました。

以上の結果、当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は4,547百万円(前期比1,212百万円増、36.4%増)となりました。

各セグメントの事業の状況は以下のとおりです。

(金融商品取引事業)

トレーダーズ証券が営む当セグメントの営業収益は13,302百万円(前期比3,433百万円増、34.8%増)、セグメント利益は6,109百万円(前期比2,215百万円増、56.9%増)となりました。なお、FX取引事業・暗号資産証拠金取引事業の当連結会計年度末における顧客口座数、預り資産は以下のとおりとなりました。

顧客口座数	606,029口座	(前期末比	55,206口座増)
預り資産	112,271百万円	(前期末比	11,253百万円増)

(システム開発・システムコンサルティング事業)

FleGrowthが営む当セグメントの営業収益は2,960百万円（前期比351百万円増、13.5%増）となりました。同収益の内訳は、グループ会社であるトレイダーズ証券に対するFX取引システムの開発・保守運用等の内部売上が2,833百万円（前期比458百万円増、19.3%増）、外部顧客に対する売上が127百万円（前期比107百万円減、45.8%減）であります。セグメント利益は585百万円（前期比32百万円増、5.9%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、353百万円であります。その主なものは、FleGrowthによるオンラインFX取引システムの開発であります。

③ 資金調達の状況

FX取引に関連する資産・負債は顧客の取引状況によって日々バランスが変化するため、十分な流動性を確保すべく、機動的かつ効率的な資金調達を目的に、金融機関3行と当座貸越契約を締結しております。

当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額	1,000百万円
借入実行残高	—
差引額	1,000百万円

(2) 財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第23期 (2022年3月期)	第24期 (2023年3月期)	第25期 (2024年3月期)	第26期(当期) (2025年3月期)
営 業 収 益	7,082	9,194	10,103	13,429
経 常 利 益	2,360	3,730	4,389	6,650
親会社株主に帰属する 当期純利益	2,189	3,217	3,334	4,547
1株当たり当期純利益(円)	75.12	111.12	117.39	164.58
総 資 産	74,099	88,317	118,193	125,048
純 資 産	9,250	11,975	14,121	17,415

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議決権比率	事 業 内 容
トレイダーズ証券株式会社	2,324百万円	100.00%	金融商品取引事業
株式会社FleGrowth	183百万円	100.00%	システム開発・システム コンサルティング事業
トレイダーズFinTech1号 投資事業有限責任組合	369百万円	99.00%	スタートアップ企業への 投資

(注) 1. 当連結会計年度末日における連結子会社は上記重要な子会社3社を含めた5社となります。

2. トレイダーズFinTech1号投資事業有限責任組合の「資本金」及び「当社の議決権比率」は投資事業有限責任組合に対する出資額及び出資割合を記載しております。

③ 当事業年度末日における特定完全子会社の状況

会 社 名	住 所	帳簿価額	当 社 の 総 資 産 額
トレイダーズ証券株式会社	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー	1,058百万円	4,793百万円
株式会社FleGrowth	東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 恵比寿ガーデンプレイスタワー	1,102百万円	

(4) 対処すべき課題

当社グループは、下記の課題について重点的に取り組み、預り資産の増加による収益力の強化並びに経営基盤の強化に努めるとともに、法令を遵守する内部管理体制を充実させることで、企業体質の健全性をより一層高めてまいります。

① 店頭デリバティブ取引の充実・強化

業界競争が熾烈を極める金融デリバティブ取引の事業領域において、当社グループが力強く成長していくためには、店頭デリバティブ商品、特に収益性の高い店頭FXサービス（外国為替証拠金取引サービス）に経営資源を集中していくことが不可欠であり、今後こうした店頭FXサービスをお客様のニーズに沿った投資商品として魅力を高めていくことが重要であると認識しております。

そのため、主力商品である「みんなのFX」・「LIGHT FX」においては、業界最高水準のスプレッド・スワップ等の取引条件面での競争優位性を維持したそれぞれ独自の商品性を打ち出すことで、あらゆる投資家ニーズに対応することにより、新規口座数の増加及び預り資産の純増を図ってまいります。

また、「みんなのシストレ」は、様々なストラテジーから選択して投資するシステムトレードのサービスであり、その中には、投資実績が良い他の投資者の取引を追従する取引が可能な、国内唯一のサービスも含まれております。今後、様々な相場展開に対応したストラテジーを拡充することでリニューアルし、差別化された競争優位性をもつサービスとなることを目指し、「みんなのFX」及び「LIGHT FX」と同規模の収益力の商品へと成長させてまいります。

そして、「みんなのオプション」については、これまでシステム開発の優先度がFXに劣後していたために注力しておりませんでした。今後本格的にシステム開発・改修に経営資源を投入し、再生を計画してまいります。

今後、さらなる新規口座の獲得及び預り資産の純増強化を図るため、デジタルマーケティングの推進やWEBメディア、マス広告等の多様な媒体への短期的かつ効果的な展開による宣伝・露出の拡充を図ることに加えて、中長期的な認知度向上のためのブランディング広告を積極的に実施

するなどマーケティングを強化するとともに、顧客層の投資選好ニーズに応じたコミュニケーションやアプローチを実施し、お客様との持続的なリレーションを強化する営業施策にも注力することで、顧客ターゲット層をより一層広げ、収益の安定性を強固なものとし、事業の持続的な成長を追求してまいります。

② システム開発力の強化

金融事業においてシステムは事業基盤の中核であり、システム開発力は金融商品の画一的な商品性の中で唯一お客様に対する競争力の差が出る部分であり、さらに、システムのリリースの早さそのものが新商品のその後の市場シェアの獲得の優劣を決める重要な要素にもなります。

そして、当社グループは、金融・証券業界の中でも数少ない自社グループ内ですべてのシステム開発を行うことができる体制を有しており、技術力の高さと現場の緊密さがリリースの早さと付加価値の差を生み出し、これらが成長戦略を追求する上で重要な優位性につながるものと自負しております。

このようなシステム開発を担う事業会社がシステム開発を計画どおりに行いクオリティが高いシステムを提供するためには、今後も国内・海外の開発拠点において優秀なエンジニアの確保が益々重要になってまいります。

当社グループは、システム事業会社がさらに競争力の高いシステムの開発を加速するため、経営計画においてシステム開発の人員の拡充及び国内拠点の育成を中期的な重要テーマと位置づけ、これに積極的な投資を行ってまいります。また、長年に亘って金融業界の最新動向を把握・開発してきたビジネスノウハウやクオリティをより一層高度化させていくことで、生成AIを活用した業務システムなど、金融取引システム以外の先端領域の製品開発や企業のDX推進に向けたコンサルティングに活用することで、外部販売の強化にもつなげてまいります。

③ 地政学的リスクへの対応

当社グループでは、子会社である 트레이ダーズ証券等で利用する金融商品取引システムの開発、運用保守を、主に、中国（大連市）及びベトナム（ハノイ市）に所在する海外子会社2社において行っており、金融商品取引システム開発のコア領域や高度な運用保守業務を担う重要なオフショア開発拠点に成長しております。

一方で、米中関係の動向をはじめ、国際関係の緊張化や各国での保護主義的な経済・通商政策への転換、情報・通信に関する法規制・監視の

強化や政治情勢の急変等、当社グループが事業や投資（出資）を行う国・地域で地政学的リスクが顕在化した場合、事業活動にも大きな影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、こうした地政学的リスクへの対応として、事業継続計画の見直しを行うとともに、一定規模の人財投資を行い、高度な技術者集団を確保し、国内におけるシステム開発体制の強化・拡充を図るとともにシステム品質の向上に継続的に取り組むことで、各海外子会社で行っているシステムの保守・運用を日本国内及び海外子会社2社間で相互に補完できる体制の構築を進めており、運用業務の相互バックアップシミュレーションテストなどの実効性を高めるためにも事業継続計画運用の定着化を図ってまいります。

④ 優秀な人財の確保

当社グループが今後も持続的に成長し、業容を拡大させていくためには、優秀な人財を確保し続けていくことが最も重要な課題であると認識しております。

一方、国内経済において、少子高齢化に伴う労働力人口の趨勢的な減少による人手不足の常態化や、若年層のワークライフバランスを意識した働き方の浸透にあわせて、近年、大手企業はより優秀な人財を優位に確保するため、いち早く賃上げや多様な働き方改革を実施するなど、企業間における人財獲得競争は一層激化し、特に専門スキルや高度な技術を有する優秀な人財を安定的に確保することはますます難しくなっております。

当社グループでは、従業員の労働意欲と生産性を高めるべく魅力的なオフィス環境の整備を実施しておりますが、今後は、専門性の高い優秀かつ多様な人財を確保し、長期定着化させるため人事諸制度の改善、高度な技術や知見を有する人財を公正に評価し処遇できる体系の整備等によって、さらなる人的資本への重点的投資を実践し、グループの持続的な業績拡大と価値創造に寄与する人財獲得戦略を強化することで、優秀な人財の安定的確保を目指してまいります。

⑤ コーポレート・ガバナンスの充実

当社の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上には、実効性あるコーポレート・ガバナンスのあり方を不断に追求しながら確立・強化していくことが不可欠であり、当社グループに対する経営の健全性、信頼性を向上させる観点から、内部管理体制の強化を図り、特に、東京証券取引所が定めるコーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神を尊重し

て、コーポレート・ガバナンスの充実に向けて、特に以下の課題に重点的に取り組んでまいります。取締役会等の責務・役割については、多角的な意見を反映した公正性の高い経営の意思決定の実現のため、取締役会等の実効性を高める制度・仕組みの検討・整備や独立社外役員の機能強化を図ること等により、株主様に対する受託者責任を全うしうる取り組みを実践してまいります。

株主様との対話については、当社の持続的な成長に対する支援と評価を得ていくために不可欠であると認識し、今後は経営陣幹部と機関投資家等との建設的な対話をより積極的に推進してまいります。

適切な情報開示と透明性の確保については、適時開示情報のみならず、当社の中長期的に目指す理念や方針をはじめ、投資家にとって有用な非財務情報等をわかりやすく記載し、幅広く提供してまいります。

また、すべてのステークホルダーとの適切な協働を図ることは、当社の持続的な成長に不可欠であり、当社経営理念にも掲げる重要なテーマと認識しております。

今後は、社会問題や環境問題等のサステナビリティを巡る諸課題の対応に向けて、当社グループの事業内容や特性を活かし、課題の解決に貢献し得る活動内容を具体化し、積極的に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2025年3月31日現在）

当社は純粋持株会社であり、次の事業を営む会社の経営支配及び経営管理を行っております。事業部門別の主要な商品・サービス等は下表のとおりであります。

事業区分	主要商品・主要製品
金融商品取引事業	(外国為替証拠金取引) みんなのFX LIGHT FX みんなのシストレ みんなのオプション (暗号資産証拠金取引) みんなのコイン
システム開発・ システムコンサルティング事業	金融システム開発及びシステムの保守・運用

(6) 主要な借入先の状況（2025年3月31日現在）

借入先	借入残高
東京証券信用組合	900百万円
城南信用金庫	146百万円

(注) 2025年3月末現在の借入残高が、100百万円以上の金融機関を記載しております。

(7) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2024年6月26日開催の第25回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2025年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 42,000,000株
- ② 発行済株式の総数 29,538,647株
- ③ 株主数 12,051名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
株 式 会 社 K パ ワ ー	4,924,000株	18.06%
有 限 会 社 ジ ェ イ ア ン ド ア ー ル	3,355,560株	12.31%
金 丸 貴 行	1,603,000株	5.88%
金 丸 多 賀	1,040,015株	3.82%
株 式 会 社 旭 興 産	788,720株	2.89%
貴 多 株 式 会 社	780,000株	2.86%
J P モ ル ガ ン 証 券 株 式 会 社	620,056株	2.27%
福 井 利 彦	414,600株	1.52%
株 式 会 社 江 寿	412,766株	1.51%
モルガン・スタンレーMUFG証券株式会社	391,911株	1.44%

(注) 大株主の株主名及び持株数は、株主名簿に基づき記載しております。なお、自己株式は大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式（2,280,464株）を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株 式 数	交 付 対 象 者 数
取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）	201,900株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、事業報告19ページ「② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等」に記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

		第14回新株予約権
発行決議日		2024年7月17日
新株予約権の数		974個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 97,400株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払い込みは要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		新株予約権1個当たり 82,000円 (1株当たり 820円)
権利行使期間		2026年7月18日から 2034年7月17日まで
行使の条件		(注) 2～4
使用人等への 交付状況	当社の使用人	新株予約権の数 42個
		目的となる株式数 4,200株
		交付対象者数 1名
	子会社の使用人	新株予約権の数 932個 目的となる株式数 93,200株 交付対象者数 23名

- (注) 1. 新株予約権証券の発行時(2024年8月7日)における内容を記載しております。
2. 新株予約権者が、当社の従業員(再雇用規程に基づく嘱託社員を含む。)又は当社子会社の取締役若しくは従業員(再雇用規程に基づく嘱託社員を含む。)の何れもの地位を喪失した場合、その後、新株予約権を行使することはできない。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由があると当社取締役会が認めた場合はこの限りでない。
3. 新株予約権者の相続人は、新株予約権を行使することができない。
4. 新株予約権者は、新株予約権を、次の各号に掲げる期間において、既に行使した新株予約権を含めて当該各号に掲げる割合の限度において行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な新株予約権の個数につき1個未満の端数が生じる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。
- (a) 行使期間の開始日(以下「起算日」という。)から1年間
当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の30%
- (b) 起算日から1年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の40%

- (c) 起算日から2年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の50%
- (d) 起算日から3年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の60%
- (e) 起算日から4年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の70%
- (f) 起算日から5年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の80%
- (g) 起算日から6年を経過した日から1年間
当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数の90%
- (h) 起算日から7年を経過した日から行使期間の末日まで
当該新株予約権者が割当てを受けた新株予約権の総数のすべて

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況 (2025年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役 会長兼社長	金 丸 貴 行	—
代表取締役 副社長	金 丸 武 嗣	株式会社FleGrowth 取締役 耐科斯托普軟件(大連)有限公司 取締役 Nextop Co., Ltd. 取締役
常務取締役	新 妻 正 幸	新妻公認会計士事務所 代表 株式会社FleGrowth 取締役 耐科斯托普軟件(大連)有限公司 取締役 Nextop Co., Ltd. 取締役
取 締 役	市 川 正 史	市川公認会計士事務所 代表 アークシステムワークス株式会社 社外監査役
取 締 役	川 畑 大 輔	日比谷見附法律事務所 パートナー弁護士
取 締 役 (常勤監査等委員)	小 俣 真 一	トレーダーズ証券株式会社 監査役 株式会社FleGrowth 監査役 耐科斯托普軟件(大連)有限公司 監事 Nextop Co., Ltd. 監査役
取 締 役 (監査等委員)	菅 川 洋	税理士法人TGN東京 代表社員
取 締 役 (監査等委員)	浅 枝 謙 太	牛込橋法律事務所 パートナー弁護士 株式会社ゼネラル・オイスター 社外取締役 監査等委員

- (注) 1. 取締役市川正史氏及び川畑大輔氏並びに取締役(監査等委員)菅川洋氏及び浅枝謙太氏は社外取締役であります。
2. 取締役(監査等委員)菅川洋氏は、税理士であり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しており、長年にわたり財務及び会計に係る知識・経験を積み重ねております。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するために小俣真一氏を常勤の監査等委員として選定しております。
4. 当社は、取締役市川正史氏及び川畑大輔氏並びに取締役(監査等委員)浅枝謙太氏を(株)東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 当社は、当社の取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。なお、保険料は当社が全額負担しております。

② 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬 (賞与)	非金銭 報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	403 (21)	177 (16)	59 (4)	165 (-)	5 (2)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	23 (12)	23 (12)	- (-)	- (-)	3 (2)
監 査 役 （うち社外監査役）	16 (8)	7 (4)	8 (4)	- (-)	3 (2)
合 計 （うち社外役員）	442 (42)	209 (33)	68 (8)	165 (-)	8 (4)

- (注) 1. 当社は2024年6月26日開催の第25回定時株主総会決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 小俣真一氏は、第25回定時株主総会において監査役を退任した後、監査等委員である取締役に就任したため、人数及び支給額について監査役期間は監査役に、監査等委員である取締役期間は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。
3. 菅川洋氏及び浅枝謙太氏は、第25回定時株主総会において社外監査役を退任した後、監査等委員である社外取締役に就任したため、人数及び支給額について社外監査役期間は監査役に、監査等委員である社外取締役期間は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。
4. 業績連動報酬（賞与）につきましては、第25期決算において、親会社株主に帰属する当期純利益が4,547百万円となり目標値を達成したことを踏まえ、総合的に勘案して業績連動報酬（賞与）を支給いたしました。
5. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項」としておりあります。また、当事業年度における交付状況は「2. (1) ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
6. 取締役の金銭報酬の額は、2024年6月26日開催の第25回定時株主総会において年額500百万円以内（うち社外取締役年額80百万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役2名）であります。また、金銭報酬とは別枠で、2024年6月26日開催の第25回定時株主総会において、株式報酬の額として年額300百万円以内、株式数の上限を年800,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、3名であります。
7. 監査等委員である取締役の金銭報酬の額は、2024年6月26日開催の第25回定時株主総会において年額150百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は、3名であります。

③ 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、監査等委員会の監査・監督機能を強化し、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び従業員等からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部や子会社の内部統制部門等と監査等委員会との連携を可能とするため、小俣真一氏を常勤の監査等委員として選定しております。

④ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2024年5月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を以下のとおり決議しております。

1. 基本方針

個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬については、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とし、具体的には、基本報酬、賞与及び退職慰労金並びに非金銭報酬としての株式報酬により構成する。

2. 基本報酬（金銭報酬）

基本報酬は、月例の固定報酬とし、当社グループの経営環境や事業実績等の動向、取締役個々の担当領域の範囲・規模、グループ経営への責任・影響度の大きさ、これまでの成果・実績と今後の期待役割等を総合的に勘案したうえで決定する。

3. 賞与（金銭報酬）

賞与は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、定時株主総会の終了後など原則として毎年一定の時期に、当社グループの業績指標、目標値に対する達成度合等に基づき、将来の業績予想も踏まえ総合的に勘案したうえで決定された金額を支給する。

4. 退職慰労金（金銭報酬）

退職慰労金は、在任中の労に報いるため、取締役会で別途定める役員退職慰労金規程に沿って、当該取締役の職責、在任年数、功績等を勘案のうえ決定される金額を退任時に支給する。退職慰労金の支給対象は、社外取締役とする。

5. 譲渡制限付株式（非金銭報酬）

非金銭報酬は、在任期間における長期の業績及び企業価値の向上との連動性を強化した報酬とするため、譲渡制限付株式とし、定時株主総会の終了後など原則として毎年一定の時期に、当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資として払い込むことにより交付を受ける。

かかる譲渡制限付株式の金額及び株式数は、対象者の基本報酬額を基礎としつつ、これに一定の支給係数を乗じて算出される数値に基づき決

定する。譲渡制限付株式に係る譲渡制限期間は交付日から30年とし、正当な理由をもって取締役の地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整する。非金銭報酬の支給対象は、社外取締役を除く取締役とする。

6. 取締役の個人別の報酬等の割合

賞与及び譲渡制限付株式の額は、基本報酬額を算定の基礎としつつ、コーポレートガバナンス・コードの趣旨を踏まえ、各取締役の業績向上に対するインセンティブ効果が期待できる水準となるよう、当社グループの業績、他社水準、経済環境等を考慮した適切な割合とする。

7. その他の重要事項

各取締役の個人別の報酬額のうち基本報酬及び賞与の額並びにこれらの支給時期等については、指名報酬委員会に諮問し答申を得たうえで、取締役会において具体的内容を決定する。

⑤ 取締役の個人別の報酬等の額の決定の委任に関する事項

当社取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個別の報酬額については、取締役会において、株主総会の決議によって決定した報酬総額の限度内で、2024年5月23日決議の当社「取締役の役員報酬等の決定方針」に基づき、当社グループの経営環境や事業実績等の動向、取締役個々の担当領域の範囲・規模、グループ経営への責任・影響度の大きさ、これまでの成果・実績と今後の期待役割等を総合的に勘案しつつ、指名報酬諮問委員会に諮問し答申を得たうえで、慎重に審議の上、決定しております。

⑥ 責任限定契約の内容の概要

当社と、各非業務執行取締役及び各監査等委員全員は、会社法第426条第1項及び第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

同契約は、非業務執行取締役及び監査等委員としての職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がないときは、当該非業務執行取締役及び監査等委員の損害賠償責任を最低責任限度額（会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額）に限定する旨を約しています。

⑦ 社外役員に関する事項

(a) 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役市川正史氏は、市川公認会計士事務所の代表であります。市川公認会計士事務所と当社の間には特別の関係はありません。また、同氏は、アークシステムワークス株式会社の社外監査役であります。

当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ・取締役川畑大輔氏は、日比谷見附法律事務所のパートナー弁護士であります。日比谷見附法律事務所と当社の間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）菅川洋氏は、税理士法人TGN東京の代表社員であります。税理士法人TGN東京と当社の間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）浅枝謙太氏は、牛込橋法律事務所のパートナー弁護士であります。牛込橋法律事務所と当社の間には特別の関係はありません。

また、同氏は、株式会社ゼネラル・オイスターの社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

(b) 他の法人等の社外役員等の兼任状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

(c) 主要取引先等の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との関係

該当事項はありません。

(d) 当事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への活動状況

・社外役員に期待される役割に関して行った職務の概要

取締役 市川 正史	当事業年度開催の取締役会20回すべてに出席いたしました。公認会計士の資格を持つ職業専門家としての財務及び会計に関する深い知見に基づき、特に決算や予算策定等、財務・会計上の手続きや取り組みに関して、専門的な視点から、的確な助言や提言等を行っており、財務会計上の適正性を確保するための監督機能を担っております。
取締役 川畑 大輔	当事業年度開催の取締役会20回すべてに出席いたしました。弁護士の資格を持つ職業専門家として、特に当社の業務遂行上の諸課題の解決や意思決定過程における法令上の妥当性・適正性を確保するため、専門的な視点から、適切な助言や提言等を行っており、企業法務、コンプライアンス等の法令に係る適切な体制強化に資する監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員) 菅 川 洋	当事業年度開催の取締役会20回のうち、監査役として5回、監査等委員として15回出席し、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度において開催された監査役会4回すべて、監査等委員会10回すべてに出席し、適法性を確保するための積極的な助言・提言を行っております。
取締役 (監査等委員) 浅枝 謙太	当事業年度開催の取締役会20回のうち、監査役として5回、監査等委員として15回出席し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度において開催された監査役会4回すべて、監査等委員会10回すべてに出席し、適法性を確保するための積極的な助言・提言を行っております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	123,381	流 動 負 債	107,419
現 金 及 び 預 金	12,121	トレーディング商品	998
預 託 金	101,921	預 り 金	19
顧 客 分 別 金 信 託	101,904	受 入 保 証 金	102,653
そ の 他 の 預 託 金	17	外国為替受入証拠金	102,377
トレーディング商品	80	暗号資産受入証拠金	275
短 期 差 入 保 証 金	8,484	短 期 借 入 金	971
外国為替差入証拠金	8,244	1年内返済予定の長期借入金	88
暗号資産差入証拠金	235	未 払 法 人 税 等	1,672
その他の差入証拠金	5	賞 与 引 当 金	288
そ の 他	774	そ の 他	726
貸 倒 引 当 金	△0	固 定 負 債	213
固 定 資 産	1,667	長 期 借 入 金	67
有 形 固 定 資 産	190	役員退職慰労引当金	53
建 物	124	退職給付に係る負債	86
工 具、器 具 及 び 備 品	66	そ の 他	6
無 形 固 定 資 産	825	負 債 合 計	107,633
ソ フ ト ウ ェ ア	789	純 資 産 の 部	
そ の 他	35	株 主 資 本	17,225
投 資 そ の 他 の 資 産	651	資 本 本 金	1,564
投 資 有 価 証 券	316	資 本 剰 余 金	1,012
繰 延 税 金 資 産	156	利 益 剰 余 金	16,157
そ の 他	194	自 己 株 式	△1,509
貸 倒 引 当 金	△16	その他の包括利益累計額	63
資 産 合 計	125,048	為 替 換 算 調 整 勘 定	63
		新 株 予 約 権	123
		非 支 配 株 主 持 分	3
		純 資 産 合 計	17,415
		負 債 純 資 産 合 計	125,048

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営 業 収 益		
受 入 手 数 料	74	
ト レ ー デ ィ ン グ 損 益	13,210	
金 融 収 益	17	
そ の 他 の 売 上 高	127	13,429
金 融 費 用		40
売 上 原 価		89
純 営 業 収 益		13,299
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		6,665
営 業 利 益		6,634
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1	
助 成 金 収 入	5	
為 替 差 益	13	
受 取 補 償 金	3	
そ の 他	4	28
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	9	
支 払 手 数 料	1	
そ の 他	0	12
経 常 利 益		6,650
特 別 利 益		
賞 与 引 当 金 戻 入 額	0	0
特 別 損 失		
減 損 損 失 金	1	
訴 訟 和 解 金	6	7
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,643
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,977	
法 人 税 等 調 整 額	118	2,096
当 期 純 利 益		4,546
非支配株主に帰属する当期純損失		△0
親会社株主に帰属する当期純利益		4,547

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸 借 対 照 表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	2,077	流 動 負 債	322
現 金 及 び 預 金	1,472	短 期 借 入 金	30
未 収 入 金	169	未 払 費 用	79
未 収 収 益	293	未 払 法 人 税 等	116
そ の 他	141	賞 与 引 当 金	27
固 定 資 産	2,716	そ の 他	69
有 形 固 定 資 産	63	固 定 負 債	95
建 物	44	長 期 預 り 金	65
そ の 他	18	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	18
投 資 そ の 他 の 資 産	2,652	退 職 給 付 引 当 金	11
関 係 会 社 株 式	2,160	負 債 合 計	418
関 係 会 社 出 資 金	369	純 資 産 の 部	
長 期 差 入 保 証 金	103	株 主 資 本	4,252
長 期 前 払 費 用	1	資 本 金	1,564
繰 延 税 金 資 産	17	資 本 剰 余 金	1,014
資 産 合 計	4,793	資 本 準 備 金	558
		そ の 他 資 本 剰 余 金	455
		利 益 剰 余 金	3,184
		そ の 他 利 益 剰 余 金	3,184
		繰 越 利 益 剰 余 金	3,184
		自 己 株 式	△1,509
		新 株 予 約 権	123
		純 資 産 合 計	4,375
		負 債 純 資 産 合 計	4,793

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 収 益		
関係会社経営指導料	1,226	
関係会社受取配当金	2,091	3,317
純 営 業 収 益		3,317
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,301
営 業 利 益		2,015
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	4	
そ の 他	2	7
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7	
支 払 手 数 料	1	
そ の 他	0	9
経 常 利 益		2,012
税 引 前 当 期 純 利 益		2,012
法人税、住民税及び事業税	△65	
法 人 税 等 調 整 額	169	103
当 期 純 利 益		1,909

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

トレイダーズホールディングス株式会社

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都台東区

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 武 田 剛
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 関 和 輝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、トレイダーズホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トレイダーズホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年5月21日

トレイダーズホールディングス株式会社

取締役会 御中

HLB Meisei有限責任監査法人

東京都台東区

指定有限責任社員

業務執行社員

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 武 田 剛

公認会計士 関 和 輝

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、トレイダーズホールディングス株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実とは認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人HLB Meisei有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月23日

トレーダーズホールディングス株式会社 監査等委員会

常 勤 監 査 等 委 員 小 俣 真 一 ㊞

監 査 等 委 員 菅 川 洋 ㊞

監 査 等 委 員 浅 枝 謙 太 ㊞

(注) 1. 当社は、2024年6月26日開催の第25回定時株主総会の決議により、同日付をもって、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。2024年4月1日から移行日までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

2. 監査等委員 菅川 洋及び浅枝 謙太は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、当社グループの目標達成に向けた事業展開や経営基盤強化のための必要な内部留保の確保にも留意して、連結純資産配当率（DOE）4%を目安に年2回の安定的な配当を継続して行うことを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、同基本方針を踏まえ総合的に勘案し、以下のとおりとしたいと存じます。

（1）配当財産の種類

金銭といたします。

（2）配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金20円 総額545,163,660円

（3）剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月26日

<ご参考>

	1株当たりの配当金		
回次	中間配当金	期末配当金	年間配当金
（第25期）2024年3月期	8円	16円	24円
（第26期）2025年3月期	12円	20円	32円

第2号議案 特定の株主からの自己株式取得の件

当社は、資本効率の向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行並びに経営の透明性をより高めるため、株主還元策の一環として、自己株式の取得を実施してまいりましたが、この度、大株主である貴多株式会社（以下、「貴多」といいます。）から、貴多が保有する当社株式を売却する意向がある旨の打診がありました。

当該株式が短期間に市場に放出され売却されることとなった場合、市場における需給に大きな影響を及ぼすこと、また、当社においては、今後の資本効率のさらなる向上と経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行などを総合的に検討し、さらに当社従業員並びに子会社取締役及び従業員に付与しているストックオプションの行使等で当社保有の自己株式を充当する予定であることから将来的には流通株式数が増えることにつながることも勘案した結果、会社法第156条第1項、第160条第1項及び第161条の規定に基づき、貴多から相対取引による自己株式を取得（以下、「本件自己株式取得」といいます。）することにつきご承認をお願いしたいと存じます。

1. 取得に係る事項の内容

(1) 取得する株式の種類	普通株式
(2) 取得する株式の数	780,000株（上限） ※発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.86%
(3) 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の内容	金銭とする。
(4) 株式を取得するのと引換えに交付する金銭等の総額	10億円（上限）

(5) 株式1株を取得するのと引換えに交付する金銭等の額の算定方法	2025年6月24日（本定時株主総会の日の前日）における東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の最終の価格（当該日に売買取引がない場合又は当該日が東京証券取引所スタンダード市場の休業日に当たった場合には、その後最初になされた売買取引の成立価格）、又は2025年6月24日以前2か月間の東京証券取引所スタンダード市場における当社株式の最終の価格の平均（1円未満の端数は切り捨てる）のうちいずれか低い方の金額
(6) 取得期間	2025年6月26日～2025年6月30日
(7) 取得する相手方	貴多株式会社

2. その他

本件自己株式取得にあたって、株式1株と引換えに交付する金銭等の額は、前記1. 取得に係る事項の内容（5）に記載のとおりとし、会社法第161条及び会社法施行規則第30条により算定されるものを超えないため、取得する相手方以外の株主様には、会社法第160条第3項による売主追加請求権は生じません。

【ご参考】

取得相手先の概要

(1) 商号	貴多株式会社
(2) 代表者	代表取締役 金丸 武嗣
(3) 事業内容	有価証券の売買及び保有、不動産の売買、賃貸及びコンサルタント業
(4) 当社との関係	当社代表取締役副社長金丸武嗣が代表取締役であります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）5名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役5名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案の提出につきまして、当社監査等委員会は、各候補者の当事業年度における業務執行状況及び業績等に鑑み、全ての候補者について適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は、下表のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	かなまる たかゆき 金丸 貴行 (男性) (1928年10月28日生) [再任]	1967年10月 大和商品株式会社代表取締役社長 1991年4月 ダイワフューチャーズ株式会社 (現 ひまわり証券株式会社) 取締役 2002年4月 当社取締役 2009年1月 当社代表取締役 2012年7月 当社顧問 2020年6月 当社代表取締役会長兼社長（現任）	1,603,000株
【取締役候補者とした理由】 金丸貴行氏を取締役候補者とした理由は、創業者として長年にわたり社業の拡大に貢献しており、当社グループの持続的な成長と企業価値向上のために重要な役割を果たしてきたことに加え、その豊富な経験と幅広い知見により、当社グループの成長に大きく寄与していると判断し、ことから、引き続き取締役候補者としたしました。			
2	かなまる たけし 金丸 武嗣 (男性) (1991年3月5日生) [再任]	2015年4月 株式会社電通入社 2021年9月 当社入社戦略事業推進部部長 2022年6月 当社取締役 2022年6月 株式会社Nextop. Asia（現 株式会社FleGrowth）取締役（現任） 2022年6月 耐科斯托普軟件(大連)有限公司取締役（現任） 2022年6月 Nextop Co.,Ltd取締役（現任） 2024年6月 当社代表取締役副社長（現任）	109,300株
【取締役候補者とした理由】 金丸武嗣氏を取締役候補者とした理由は、2024年6月から当社代表取締役副社長として当社の経営を担っており、業績を拡大させるとともに、ガバナンス強化による経営基盤の強化を推進しております。また、大手広告代理店での豊富な営業やマーケティングの経験を活かし、証券子会社のマーケティング戦略の高度化やCVC（コーポレートベンチャーキャピタル）による今後成長が見込まれるスタートアップ企業への投資など、グループ事業に新たな付加価値を生み出すプロジェクト推進に注力しております。今後も当社の持続的な企業成長に寄与することを期待して、引き続き取締役候補者としたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
3	にいづま まさゆき 新妻 正幸 (男性) (1970年11月 8 日 生) [再任]	1995年10月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ) 入所 2000年 1 月 太田昭和監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 2000年 3 月 公認会計士登録 2001年 9 月 トレイダーズ証券㈱ (現 トレイダーズホールディングス㈱) 入社 2003年 4 月 当社取締役 2008年11月 新妻公認会計士事務所設立、代表 (現任) 2009年 5 月 税理士登録 2011年 6 月 当社取締役 2017年 7 月 当社顧問 2021年 6 月 当社取締役 2022年 6 月 当社常務取締役 (現任) 2022年 6 月 株式会社Nextop. Asia (現 株式会社FleGrowth) 取締役 (現任) 2022年 6 月 耐科斯托普軟件 (大連) 有限公司取締役 (現任) 2022年 6 月 Nextop Co.,Ltd取締役 (現任)	54,800株
【取締役候補者とした理由】 新妻正幸氏を取締役候補者とした理由は、当社における取締役として、創業初期から長年の間、事業基盤の構築・強化に寄与してきたことに加え、公認会計士及び税理士として、会計・税務・財務に深い知見を有していることなど、当社グループの財務面や子会社経営支援を含むグループの幅広い経営管理及び経営戦略の企画と実践において適切かつ効率的に遂行する役割を担っており、当社の持続的な企業価値の向上に貢献するものと判断し、引き続き取締役候補者いたしました。			
4	いちかわ まさし 市川 正史 (男性) (1969年 8 月 22 日 生) [再任]	1994年10月 太田昭和監査法人 (現 EY新日本有限責任監査法人) 入所 1998年 4 月 公認会計士登録 2000年 1 月 市川公認会計士事務所設立、代表 (現任) 2010年 4 月 ピーブル株式会社社外取締役 2016年 5 月 アークシステムワークス株式会社社外監査役 (現任) 2020年 6 月 当社取締役 (現任)	24,300株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 市川正史氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての高度な専門的知見に加え、社外役員としての豊富な経験を有しておられることから、当社の経営に対しこれらを活かした助言をいただいております。今後も、社外取締役として、客観的かつ公正な立場から経営を監督いただくことを期待して、引き続き社外取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
5	かわばた だいすけ 川畑 大 輔 (男性) (1972年12月26日生) 〔再任〕	2000年4月 弁護士登録 2004年4月 日比谷見附法律事務所パートナー弁護士 (現任) 2017年6月 司法試験審査委員 2020年4月 最高裁判所司法研修所教官 2020年6月 当社取締役 (現任)	0株
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 川畑大輔氏は、企業経営に関与したことはありませんが、これまでの豊富な弁護士経験に照らし、当社の経営に対して主に法律専門家からの視点に基づいて、取締役会にて発言を行っており、公正な立場で経営監督機能を果たしていただいております。今後も当社の社外取締役としての職務を適切に遂行していただくことを期待し、引き続き社外取締役候補者いたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 市川正史氏及び川畑大輔氏は、社外取締役候補者であります。
3. 市川正史氏及び川畑大輔氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、各氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
4. 当社は、市川正史氏及び川畑大輔氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。市川正史氏及び川畑大輔氏の再任が承認された場合は、両氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等としての職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を、当該保険契約により補填することとしております。各取締役候補者は、本議案により当社の取締役に選任された場合は被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 当社は、市川正史氏及び川畑大輔氏を㈱東京証券取引所が定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。本総会において両氏が原案どおり選任された場合、両氏は引き続き独立役員となる予定であります。

(ご参考) 取締役会スキルマトリックス

氏 名	属性	企業経営 /経営戦略	金融 事業 経験	マーケ ティン グ /営業	国際性	法 務/コ ンプラ イア ンス	財 務/会 計/税 務	ガバナン ス/内部 統制/リ スクマネ ジメント
金丸 貴行	代表取締役 会長兼社長	●	●					
金丸 武嗣	代表取締役 副社長	●		●	●			
新妻 正幸	常務取締役	●	●			●	●	
市川 正史	社外取締役						●	●
川畑 大輔	社外取締役					●		●
小俣 真一	取締役 常勤監査等委員		●					●
菅川 洋	社外取締役 監査等委員						●	●
浅枝 謙太	社外取締役 監査等委員					●		●

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号
恵比寿ガーデンプレイスタワー4階「SPACE 6」会議室
電話番号 03-5423-7130



最寄駅

- JR：「恵比寿駅」下車
東口より「恵比寿スカイウォーク」で
徒歩約9分
- 東京メトロ日比谷線「恵比寿」下車
1番出口（JR方面）より
「恵比寿スカイウォーク」で徒歩約11分

バリアフリールートのご案内

恵比寿駅からのルートをご覧ください。



<https://gardenplace.jp/access/barrierfree/>

※当会場には専用駐車場がございませんので、上記の公共交通機関をご利用いただきますようお願い申し上げます。